

## 年末のご挨拶



今年も残すところあと僅かですね。

年末が忙しいのは、通常業務に加え、ボーナスや年末調整の計算、年賀状の準備があるからなのでしょうね…ということがよくわかるようになりました。

通常業務の方は、依頼者が紛争を翌年に持ち越したくないということで和解が成立しやすく、他の月に比べて事件の終了件数も多くなります。

私は、業務の方はなんとか目途が立ちましたが、年賀状の準備が終わっていないので、この記事を書き終わったら直ちに名簿の整理をする予定です。

いつもこの時期は、いただいた名刺をもっときちんと整理しておけばよかったと後悔しますが、たぶん来年の今頃も同じように思っていることでしょう。

### 先月の取り扱い案件

約1年ぶりに法人の破産事件を受任しました。

法人の破産は、個人の破産の場合と比べて処理すべき財産も多く、法人の代表者も一緒に破産をすることが多いので、破産申立てまでに準備すべきことが多くなります。

従業員に対する未払給与の立替払制度の利用などもありますので、できるだけ速やかに処理をするよう心掛けています。

## 議員と年賀状について

12/14に選挙がありましたね。

議員は、自分の選挙区に住んでいる人に対して、原則として年賀状を出すことが禁止されています。例外的に、いただいた年賀状に対して返信する限度で、自筆で書いた場合に限り年賀状を出してもよいことになっています。

これは公職選挙法147条の2に規定されていますが、年が明けると、毎年のように、議員が年賀状を出してしまったというニュースが流れています。自分がどのようなことをしてはいけないのかをきっちり把握し、それを実践していくのでなければ、国民、住民からの信頼は得られないでしょう。選挙に立候補する場合には、立候補予定者のために説明会が開催され、選挙や政治活動に関する手引きも配られているようですが、議員あるいはその後援会がいかに勉強不足であるかがわかると思います。

## 眞鍋・大関法律事務所

弁護士 大関 太郎

〒301-0032 茨城県龍ケ崎市佐貫1-15-3 藤田ビル

TEL 0297-85-3535 FAX 0297-85-3536

URL <http://mo-law.net/>

営業時間：9:00～18:00（平日）

土・日・祝日相談可能（要相談）

### 弁護士紹介

大関 太郎

平成13年 早稲田大学商学部 卒業

平成18年 司法研修所入所

平成19年 弁護士登録（登録番号：35538）

東京弁護士会 安藤総合法律事務所 入所

平成23年 茨城県弁護士会へ登録換え

眞鍋・大関法律事務所 開設